

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業倫理と法令遵守の徹底及び内部統制の強化を推進するとともに、効率性・健全性・透明性の高い経営の実現による企業価値の向上を通じて、株主、取引先、従業員等のステークホルダーに貢献することをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスコードの基本原則をいずれも遵守しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

〔原則3－1〕（情報開示の充実）

（1）当社の目指すところ（経営理念）は、以下のURLに開示しております。

<http://www.pss.co.jp/company/idea.html>

（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

（3）取締役及び監査役の選任についての説明は、株主総会招集通知に記載のとおりです。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS07508/77e71754/b511/4d0a/a2a0/e51442f135d5/140120230904550125.pdf>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田島 秀二	4,607,600	16.67
(株)日立ハイテク	2,310,000	8.36
(有)ユニテック	1,200,000	4.34
ナガシマ通商(株)	395,000	1.42
田中正勝	333,900	1.20
JPMorgan証券(株)	241,866	0.87
小玉博之	150,200	0.54
楽天証券(株)	143,000	0.51
松井証券(株)	132,800	0.48
佐々木 重次	130,300	0.47

支配株主（親会社を除く）の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

※上記「大株主の状況」は2023年6月30日現在のものです。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	6 月
業種	精密機器
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
荻原大輔	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荻原大輔	○	――	同氏は金融商品取引所の定める独立性の基準に該当せず、実質的にも一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外監査役は、経営戦略や経営計画等の立案について自由闊達な意見を述べ、事業推進にあたり対処すべき社会的課題についてもその対処方法等を検討し、また、取締役会において、業務執行取締役・執行役員から担当業務の業務執行状況や経営課題進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行っており、必要に応じて指示命令を行っております。

社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査とは、内部統制監査等を効率的・有効的に実施するため、監査計画・監査結果等について相互に意見及び情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

[illegible]

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
部屋健太郎	○	----	同氏は金融商品取引所の定める独立性の基準に該当せず、実質的にも一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。
本島佳代子	○	----	同氏は金融商品取引所の定める独立性の基準に該当せず、実質的にも一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。
鈴木泰浩	○	----	同氏は金融商品取引所の定める独立性の基準に該当せず、実質的にも一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。

独立役員の人数	4 名
---------	-----

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

当社の取締役の金銭報酬の額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で支給され、毎月の定期同額給与(基本報酬)及び年1回の業績連動型報酬(賞与)により構成されています。

定期同額給与については、取締役会に於て定めた役員報酬規程に基づき、役位別に基準額を定め、在籍年数や業績を勘案の上、基準額の範囲内で支給しており、その内容は取締役会で審議され決定されます。

該当項目に関する補足説明

本報告書の「2. 1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)に対する報酬の総額は88,626千円、社外役員に対する報酬の総額が13,800千円でありました。(2023年6月期)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・業績連動型報酬 = 連結営業利益 × 5.0% × 各対象取締役ポイント × 役位別業績評価 × ポイント単価(業績連動報酬の原資 × 役員総ポイント)

取締役のうち、田島秀二、池田秀雄、古川昭宏、田中英樹、澤上一美、増田隆一は、法人税法第34条第1項第3号に規定される業務執行役員です。

・取締役(社外取締役を除く)に対する変動報酬の支給は株主への配当を前提とします。

・法人税法第34条第1項第3号イに規定する「当該事業年度の利益に関する指標」とは、連結営業利益としております。

・法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定額」は、50百万円を限度といたします。

・連結営業利益に5.0%を乗じた金額については、1百万円未満切捨てとします。

(c)譲渡制限付株式報酬(非金銭報酬)の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、金銭報酬とは別に対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式付与の非金銭報酬があります。各対象取締役に對する具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、譲渡制限付株式報酬の支給は株主への配当実施を前提としており、その原資は連結当期純利益の10%以内かつ総額100百万円を限度とします。

(d)金銭報酬の額及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役会(「(e)」の委任を受けた代表取締役社長)は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、取締役の意欲を高めることのできる適正、公正かつバランスの取れた報酬割合となるよう、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

(e)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とします。社外取締役は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長に對し、取締役の個人別の報酬に関する意見を述べるものとし、代表取締役社長は、当該意見を得たうえで、役員報酬規程に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しなければなりません。

なお、譲渡制限付株式報酬については、当社取締役会が、取締役個人別の割当株式数の前提となる金銭報酬債権額を決議します。

・取締役の報酬限度額は、固定報酬枠と連結営業利益の5%以内の業績連動型の変動報酬枠を含めた金銭報酬額を年額200百万円以内(うち社外取締役は固定報酬のみで年額20百万円以内)と決議されております。譲渡制限付株式報酬制度において上記報酬枠とは別枠で(社外取締役を除く)対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式を付与するための非金銭報酬を支給することにつき年額100百万円以内です。監査役の報酬限度額は年額50百万円以内です。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社内取締役及び社外監査役の対応窓口として社内に担当者を設けており、必要に応じて随時情報伝達、情報交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社形態を採用しております。有価証券報告書提出日(2023年9月29日)現在、取締役は7名で、うち1名が社外取締役であります。取締役会は、経営方針等の重要事項に関する意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。監査役は4名で、うち3名が社外監査役であります。社外監査役の存在により、より中立的な立場から取締役の職務遂行状況、意思決定プロセス等について、監査を行っております。

取締役会は、月1回の定例取締役会の他、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項について意思決定するとともに、業務執行の状況の監督を行っております。

プロジェクト推進委員会は、代表取締役社長を含む取締役、関連部門長等により構成されております。当該委員会では、個別事項の状況把握及び審議を諮るとともに、取締役会が決定した方針に基づき、具体的な施策を検討し執行しております。

ワールドワイド戦略委員会は、当社グループ各社の代表取締役社長及び当社取締役の他、関連部門長等により構成されております。グローバルに事業展開する中、グループ全体の方向性を一致させ、より効率的な業務遂行を実現することを目的としております。当委員会では、年1〜2回各地に集結し会議を開催するほか、必要に応じて電話会議システムを利用した会議を適宜開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、コーポレート・ガバナンス強化のために、各種施策をとっております。今後とも向上に努めてまいります。現状においては、監査等委員会設置会社に移行する特別な理由もないことから、監査役会設置会社としての現行体制により、継続的なコーポレート・ガバナンス体制の維持向上をめざすこととしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2023年9月28日開催の第38回定時株主総会の招集通知については、22日前の2023年9月6日に電子提供措置を開始しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算会社であり、9月開催の定時株主総会では極端な集中日は存在しておりません。
その他	株主総会にて株主の皆様との質疑応答の場を設け、広く意見交換を行えるように努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び中間決算時(年2回)に定期的な説明会を開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の適時開示資料の他に、説明会資料及びIRスケジュール等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当 取締役 増田 隆一	
その他	株主及び投資家向けにEメール配信により、適時に情報提供をしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備につきましては、取締役会で内部統制システムの基本方針を決定し、システム充実にに向けた取り組みを進めております。内部統制システムの基本方針は、以下のとおりであります。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスに係る社内規程を定め、統括責任者を任命するとともに、コンプライアンス担当部門を設置する。
 - ・コンプライアンス担当部門は、取締役及び使用人に法令及び定款ならびに関連規程等の遵守を周知徹底することにより、コンプライアンス体制の構築及び向上を推進する。
 - ・社長直属の内部監査室は、監査計画に基づき、監査役会、会計監査人と連携、協力のもと、業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施する。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に関する情報は、社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記載又は記録し、適切に保存及び管理する。
 - ・取締役及び監査役は、社内規程に定めるところによりこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・コンプライアンス、安全、災害、業務、情報セキュリティ等に係るリスクについては、「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理規程に基づく管理体制を構築し、対処する。
 - ・各部門の担当業務に付随するリスクについては、必要に応じて、当該部門において個別規程、マニュアルの整備、研修の実施等を行う。
 - ・各部門は、自律的な管理を行うとともに、発生しうるリスクの洗い出し及びその軽減に努める。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、毎期、年次予算及び部門ごとの業績目標を設定する。
 - ・各部門を担当する取締役は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限配分を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
 - ・会社は、取締役会を原則として月1回開催し、経営上の重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行う。各取締役は、取締役会に月次業績を報告する。取締役会は、この結果をレビューし、目標に対する評価・分析を行い、必要に応じて改善もしくは目標の修正を行う。取締役会の決定事項その他業務上の指示、命令等は、職制を通じて、速やかに伝達される体制を整備する。
 - ・社内規程に基づき、各役職員の権限と責任を明確化し、効率的な職務の執行を図る。
- (e) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社管理に係る社内規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、定期的に業務遂行状況等の報告を受けるとともに、重要事項については事前に協議を行う。
 - ・グループ全体における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、コンプライアンス規程の範囲をグループ全体とする。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助スタッフの設置を求めた場合には、その人数と具備すべき能力、権限、属する組織、監査役の指揮命令権などを取締役との間で協議の上、決定することとする。
- (g) 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任命・異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役会の同意を得るものとする。
- (h) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその内容、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うものとする。
- (i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
 - ・監査役は、その職務を遂行する上で必要と判断するときは、監査役会において協議の上、独自に弁護士・会計士等の外部専門家を委嘱できる。
 - ・監査役会は、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査室と協議又は意見交換を行う。
 - ・監査役会は、監査報告会を開催し、定期的に代表取締役社長と意見交換を行う。
- (j) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準ならびに同実施基準」に準じ、当社及び当社グループ会社の財務報告の適正性を確保する内部統制を整備・運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・当社は、コンプライアンス規程において、「反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除する」と定めており、不当な要求には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社を上げて取り組む。
- ・平素より、警察当局、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

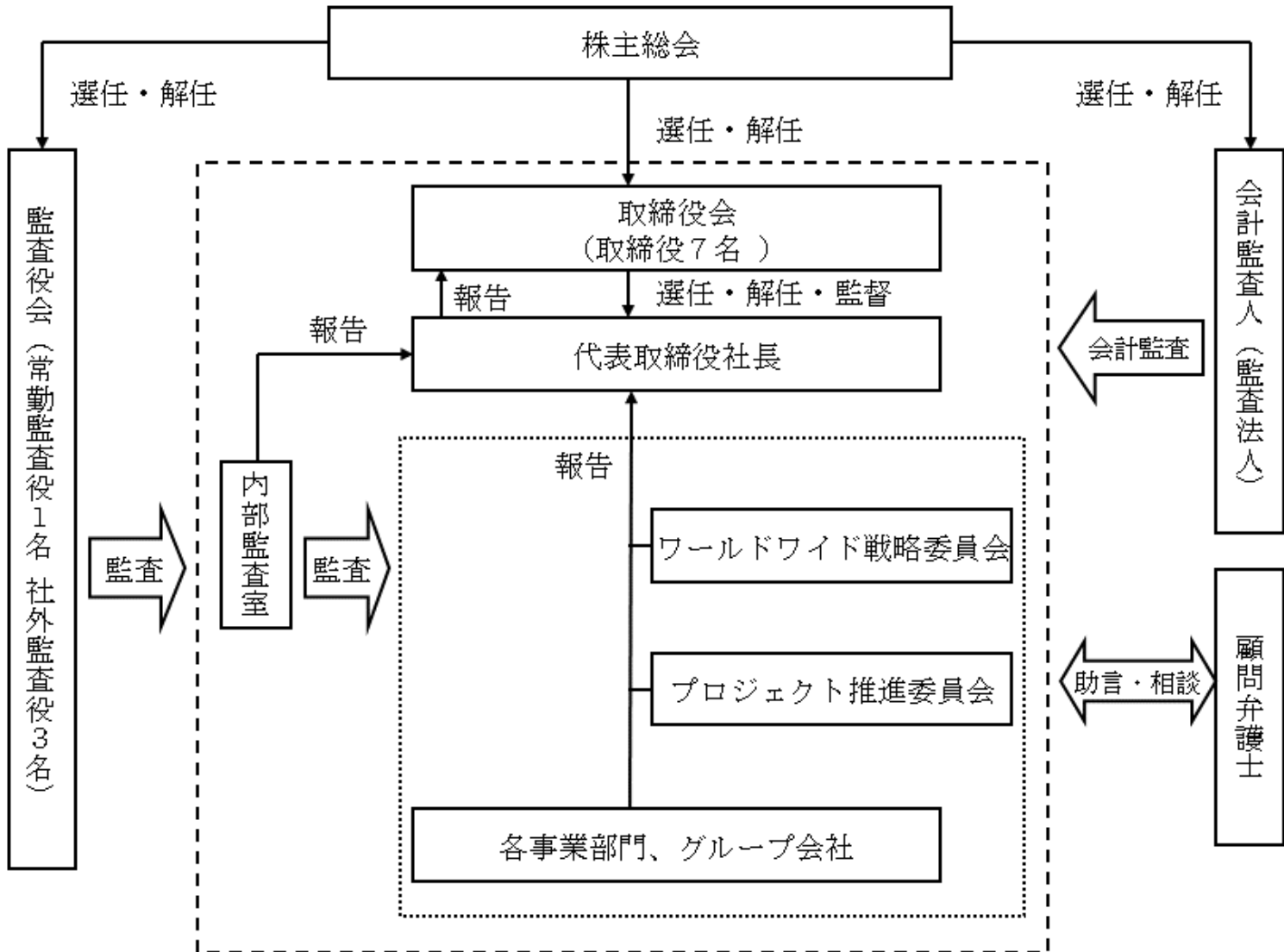
V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示体制図

